

広島県告示第二百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年三月十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域							
広島県尾道市美ノ郷町本郷、同町中野及び同町中野甲地内	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域							
			区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	区域の表示及び法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）で定める事項	
			大通寺川（一二隣）	土石流	次の図のとおり	大通寺川（一二隣）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
			藤井川支川（一二隣四）	土石流	次の図のとおり	藤井川支川（一二隣四）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
			大通寺川（一二隣a）	土石流	次の図のとおり				
			大通寺川（一二隣b）	土石流	次の図のとおり				
			大通寺川（一二隣c）	土石流	次の図のとおり	大通寺川（一二隣c）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
			大通寺川（一二隣d）	土石流	次の図のとおり	大通寺川（一二隣d）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
			大坪川（五〇〇五隣a）	土石流	次の図のとおり	大坪川（五〇〇五隣a）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
			大坪川（五〇〇五隣b）	土石流	次の図のとおり	大坪川（五〇〇五隣b）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり
大坪川（五〇〇五隣c）	土石流	次の図のとおり	大坪川（五〇〇五隣c）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり			
大坪川（五〇〇五隣d）	土石流	次の図のとおり	大坪川（五〇〇五隣d）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり			

中野川（二 四隣b）	土石流	次の図のとおり	中野川（二 四隣b）	土石流	次の図のとおり
中野川（二 四隣c）	土石流	次の図のとおり	中野川（二 四隣c）	土石流	次の図のとおり
中野川支川 （四四）	土石流	次の図のとおり	中野川支川 （四四）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。